

使用料金表(運動施設)

(単位:円)

施設		使用区分	学校	総合公園	その他	
体育館		午前	1,500		1,500	
		午後	1,500		1,500	
		夜間	1,500		1,500	
ミーティングルーム		午前			体育館と一体で使用	
		午後				
		夜間				
武道場		午前	500			
		午後	500			
		夜間	500			
教室		午前	300			
		午後	300			
		夜間	300			
校庭		午前	500			
		午後	500			
		夜間	500			
夜間照明		1H毎	100	2,300		
野球場		午前		1,000		
		午後		1,000		
		夜間		1,000		
運動場	陸上競技場(全面)	午前			1,000	
		午後			1,000	
		夜間			1,000	
	陸上競技場(半面)	午前				500
		午後				500
		夜間				500
	Aグラウンド	午前			500	
		午後			500	
		夜間			500	
	Bグラウンド(全面)	午前			1,000	
		午後			1,000	
		夜間			1,000	
	Bグラウンド(半面)	午前			500	
		午後			500	
		夜間			500	
琴平山グラウンド 河川緑地野球場 河川緑地芝生広場 浅間堤グラウンド	午前				500	
	午後				500	
	夜間				500	
テニスコート	全天候(1面)	午前		300		
		午後		300		
		夜間		300		
	クレーコート(1面)	午前			200	
		午後			200	
		夜間			200	
ゲートボール場	総合公園	午前		200		
		午後		200		
		夜間		200		
	福祉センター	午前				200
		午後				200
		夜間				200
弓道場		午前		500		
		午後		500		
		夜間		500		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、体育館の使用料は、この規定にかかわらず1使用区分500円とする。 ・当分の間、社会体育施設の使用料は、この規定にかかわらず、同一施設において、同一団体等で同一年度内での100回を超えた使用、または50,000円を超えた使用料は減免とする。 ・使用区分を越えた使用時間の繰り上げ又は延長による使用(使用が可能な場合に限る)の場合は、2時間を限度として時間当りの使用料を加算する。 ・利用時間は、午前は7:00~12:00、午後は12:00~17:00、夜間は17:00~21:30 ・町外者の利用は5割増し、営利目的等利用は2倍の使用料とする。 					